



県章

山形県公報

平成28年2月9日(火)

第2720号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……129
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……130
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定……………(林業振興課) ……131
- 建設業法に基づく監督処分……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……132
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……133
- 一般競争入札の公告……………(企業局) ……136

告 示

山形県告示第118号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
サードステージ株式会社	デイサービスセンター澄花 鶴岡市友江字川向61番地8	通 所 介 護	平成28. 1. 27
イズミ電気工業株式会社	イズミ電気工業 酒田市栄町15番8号	福 祉 用 具 貸 与	同 1. 28
イズミ電気工業株式会社	イズミ電気工業 酒田市栄町15番8号	特定福祉用具販売	同

山形県告示第119号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
サードステージ株式会社	指定居宅介護支援事業所 澄花 鶴岡市友江字川向61番地8	居宅介護支援	平成28. 1. 27

山形県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
サードステージ株式会社	デイサービスセンター澄花 鶴岡市友江字川向61番地8	介護予防通所介護	平成28. 1. 27
イズミ電気工業株式会社	イズミ電気工業 酒田市栄町15番8号	介護予防福祉用具貸与	同 1. 28
イズミ電気工業株式会社	イズミ電気工業 酒田市栄町15番8号	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第121号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.40%」を「年0.50%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年1月21日から適用する。
- 平成28年1月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第122号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年1月21日から適用する。
- 平成28年1月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営米沢平野地区土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称

県営米沢平野地区基幹水利施設管理事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

米沢市役所、南陽市役所、高島町役場及び川西町役場

3 縦覧に供する期間

平成28年2月9日から同年3月9日まで

4 その他

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第124号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区域 山形県下一円

期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（松くい虫の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

山形県告示第125号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

平成28年2月8日

2 処分を受けた者

(1) 商号 加藤組株式会社

(2) 主たる営業所の所在地 南陽市荻352番地

(3) 代表者の氏名 加藤 敦之

(4) 許可番号 山形県知事許可（般-26）第500220号

3 処分の内容

建設業の営業の全部について、平成28年2月22日から同月24日までの3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

加藤組株式会社が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第32条第1項第1号の規定により、また、同社の元役員が同法第25条第1項第15号の規定により罰金刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

山形県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成28年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字下山字八卦369番9地先から 同 369番1地先まで	旧	9.0メートル ∩ 9.0	32メートル
同 上	新	10.0メートル ∩ 8.0	同 上

山形県告示第127号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

「	楯山支店	「 大字風間1083番地の5	「 「	「 「	を
」	高瀬支店	「 大字下東山1163番地の1	「 「	「 「	」
「	高楯支店	「 大字中里字北田89番1	「 「	「 「	に、
」	上山支店	上山市矢来一丁目4番1号	「 「	「 「	」
「	宮川支店	「 相生字下御前殿1159番5	「 「	「 「	を
」	西郷支店	「 藤吾字三辻464番地	「 「	「 「	」
「	中川支店	「 高野340番地	「 「	「 「	」

〃	上山北支店	上山市東町10番20号	〃	〃	〃	〃
〃	上山南支店	〃 相生字下御前殿 1159番5	〃	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート1号	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.80	2	一般用	15,900 円	18,400 円	21,000 円	23,700 円	27,100 円	31,300 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 -4	同	63.50	1	同	16,100 円	18,600 円	21,300 円	24,000 円	27,400 円	31,600 円	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年2月12日から同月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前9時30分から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年2月18日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 平成28年3月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年2月9日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所 3階会議室
- (2) 日時 平成28年3月23日（水）午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 1,355,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所総務課 電話番号0237(74)3207
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局村山電気水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成28年2月23日（火）午前11時までに山形県企業局村山電気水道事務所総務課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Poly aluminium chloride for drinking water treatment: 1,355,000kg

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 23, 2016

(3) Contact point for the notice: Murayama Electricity and Water Office, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 10-5 Yoshikawa, Nishikawa-machi, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 990-0711 Japan TEL 0237 (74) 3207

平成28年2月9日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成28年2月9日発行 発行人 山 形 県